

e-Taxの送信は税理士にお任せ!!

e-Tax「国税電子申告・納税システム」の利用開始手続なども、顧問税理士からの代理送信が可能ですので、納税者の方は税理士に「依頼」するだけで、ご利用ができます。

ふう…



納税者

e-Taxで申告したいんですが…

でも、電子証明書の取得や
手続きなどが大変そうですね。



代理送信であれば、納税者の
電子証明書はなくても大丈夫です。
手続きは私が代わってできますので
おまかせください!



税理士

税理士の電子証明書を
添付して送信

税理士又は税理士法人が代理で電子申告した場合でも、納税者及び
税理士等の双方のメールアドレスに受信通知が格納されます。

納税者の方も電子申告データを確認できるので安心です。

e-Taxをご利用の皆様へ

公的個人認証サービスに基づく電子証明書の有効期間満了にご注意ください

e-Taxのご利用に当たり、公的個人認証サービスに基づく電子証明書をご利用の方は、電子証明書の有効
期間満了にご注意ください。

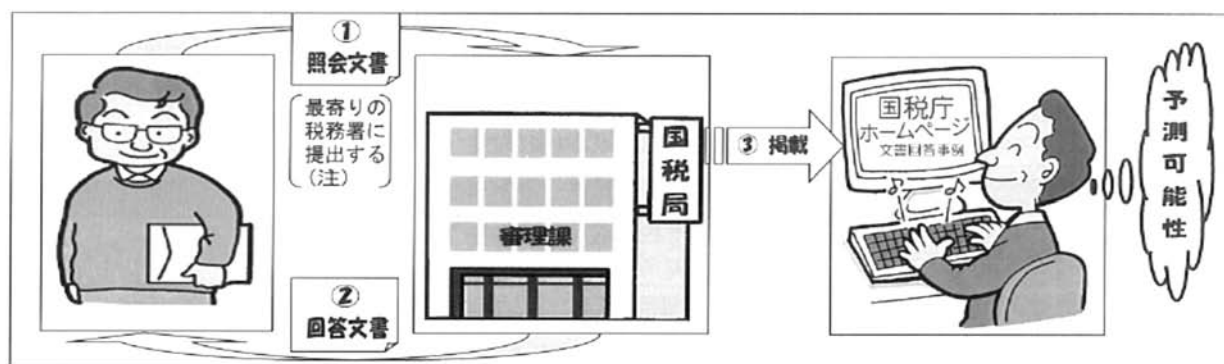
公的個人認証サービスに基づく電子証明書の有効期間は、発行の日から起算して3年間です。

文書回答制度

全国の国税局においては、納税者サービスの一環として、個別の取引等に係る税務上の取扱いについての照会に対する回答を文書により行うとともに、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めるために、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページにて公表しています。

また、同業者団体等からの照会(その構成員が行う取引等に係る税務上の取扱いについての照会に限ります。)についても、文書による回答を行うとともに、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページにて公表しています。

制度の詳細については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。



(注) 受付窓口は、事前照会をされる方の納税地を所轄する税務署の担当部門(個人課税(担当)部門、資産課税(担当)部門、法人課税(担当)部門)になります。

ただし、次の照会については受付窓口が異なりますので、ご注意ください。

- ① 国税局調査課所管法人が行う法人税及び消費税の事前照会
.....その法人を所管する国税局の調査審理課(又は調査管理課、調査課)
- ② 酒税に関する事前照会
.....製造場等の所在地を所轄する税務署(国税局所管の製造場等の場合は国税局の酒税課)
- ③ 間接諸税(印紙税を除きます。)に関する事前照会
.....製造場等の所在地を所轄する国税局の消費税課

文書回答事例へのアクセス

- ① まずは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)にアクセス。
- ② 「国税庁ホームページのトップ」画面が表示されたら、画面右側の「申告・納税手続」の「事前照会に対する文書回答」をクリック。
- ③ 「文書回答事例」画面が表示されたら、「税目別検索」の調べたい税目をクリック。
- ④ 税目ごとの事例目次が表示されますので、調べたい事例をクリック。



※上記③の「文書回答事例」画面から、照会手続等についても調べることができます。